諮問番号：令和３年度諮問第５９号

答申番号：令和４年度答申第１５号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

●●●●●保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成３０年１０月２３日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第６３条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

事故によって必要な費用が５０万円程度かかっているが、必要経費として、３９，１６０円しか認められなかった本件処分は、不当である。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）法第６３条の解釈と運用について

法第６３条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において処分庁の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を処分庁の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第６３条に基づく返還決定を行うに当たって、以上のような同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮した上で、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない（福岡地方裁判所平成２６年３月１１日判決及び東京地方裁判所平成２９年２月１日判決参照）。

（２）本件処分に至る経緯について

処分庁は、保険会社から入院雑費として３回に分けて入金された額（１１３，２４０円）については、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第８の３の（２）のエの（イ）に該当する収入であるとして各回の収入から、各々８，０００円（合計２４，０００円）を控除した上で、さらに、入院中に要した費用として、交通費、クリーニング代及び診断書代（合計１５，１６０円）を控除し、残額（７４，０８０円）について、返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

上記の保険会社からの入金は、審査請求人が事故に遭ったことに対する保険会社からの入院雑費であることからすると、次官通知第８の３の（２）のエの（イ）に該当する収入と認められ、次官通知第８の３の（３）のオ、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第８の２の（４）、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第８の問４０、生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いついて（平成２４年７月２３日社援保発０７２３第１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。（以下「平成２４年課長通知」という。）１の（１）の③及び④、生活保護問答集について（平成２１年３月３１日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）１３の５の答（２）の規定のとおり、自立更生のために当てられる費用（以下「自立更生費」という。）については収入として認定しない、又は返還額から控除する取扱いが認められている。

①平成３０年３月２３日、処分庁は審査請求人から保険会社から支払が予定されている旨の報告を受け、審査請求人に対し、費消する前に申告を行うように求めたこと、②同年４月１０日、処分庁は、審査請求人に対し、要した交通費の額や必要経費を証明できる領収書を残しておくよう助言したこと、③同月２７日、処分庁は、審査請求人に対し、支払われる賠償金の内、自立更生に必要と思われる物品の購入費用に関しては必要経費として収入から控除することとしているが、どこまでの範囲を自立更生に必要なものと認めるか検討を要することを説明したこと、④同年５月３０日、処分庁は、審査請求人に対し、審査請求人が購入した物品について、必要経費として認められるか否かは処分庁として検討しなければならないため、自己判断で購入するよりも先に見積書を提出するなどした方がよいと助言したことが認められる。

また、処分庁は、必要経費の認定について挙証資料の提出を指示し、審査請求人が返還額から控除を求める額についての挙証資料の提出を受け、その取り扱いについてケース診断会議での検討を行い、更に、実際に審査請求人が購入した物品等を確認するため、家庭訪問を行っていることが認められる。

これらのことからすると、処分庁は、審査請求人に対し、自立更生に必要な物品の購入費用に関しては必要経費として控除が可能であるなど、自立更生費の控除について説明し、入院雑費として支払われた保険金の使途を確認の上、審査請求人宅を家庭訪問し、購入物品を確認する等の調査を行っており、これらの調査を踏まえ、組織的に控除の範囲について検討を行い、最終的に本件処分を行っている。また、処分庁は、退院後の生活に向けて購入された物品代については、保険金の内、慰謝料として支払われた額から控除することを検討するとしていることも踏まえると、その判断の過程に違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張は採用できない。

なお、本件処分の後ではあるが、当該事故に対する慰謝料の返還決定処分において、処分庁は、審査請求人が購入した生活用品等について返還額から控除することを決定している旨が認められる。

（３）前記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和４年３月２４日　　諮問書の受領

令和４年３月２８日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：４月１１日

口頭意見陳述申立期限：４月１１日

令和４年４月２１日　　審査請求人から主張書面（令和４年４月１７日付け）及び資料の受領

令和４年６月３０日　　第１回審議

令和４年７月２１日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第４条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しており、第１項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条は、「前４条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（３）法第６３条は、「費用返還義務」について規定しており、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

（４）次官通知第８の３の（２）のエの（イ）は、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入（（３）のオ（中略）に該当する額を除く。）については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が、世帯合算額８０００円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（５）次官通知第８の３の（３）は、「次に掲げるものは、収入として認定しないこと。」とし、次に掲げるものとしてアからチを記し、オは、「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」と記している。

（６）局長通知第８の２は、収入として認定しないものの取扱いとして（１）から（６）を記し、（４）は、「自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。ただし、直ちに生業、医療、家屋補修、就学等にあてられない場合であっても、将来それらにあてることを目的として適当な者に預託されたときは、その預託されている間、これを収入として認定しないものとすること。また、当該金銭を受領するために必要な交通費等及び補償金等の請求に要する最小限度の費用は、必要経費として控除して差しつかえない。」と記している。

　　　なお、局長通知は、処理基準である。

（７）課長通知第８の問４０は、「局長通知第８の２の（中略）（４）にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。」について、答として、「被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとすること。（後略）」とし、次に掲げる経費として（１）及び（２）を記している。

（１）は、「被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損われた場合の当該生活基盤の回復に要する経費又は被保護者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費」と記している。

また、（２）は、「（１）に掲げるもののほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費」として、アからシを記している。

イは、「当該経費が医療にあてられる場合は、医療扶助基準による医療に要する経費及び医療を受けることに伴って通常必要と認められる経費の合算額」と記している。

ウは、「当該経費が介護等に充てられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額」と記している。

エは、「当該経費が家屋補修、配電設備又は上下水道設備の新設、住宅扶助相当の用途等にあてられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額」と記している。

クは、「当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額」と記している。

　　　なお、課長通知は、処理基準である。

（８）平成２４年課長通知１の（１）は、「法第６３条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。（後略）」とし、次に定める範囲の額として①から⑥を記している。

③は、「当該収入が、「生活保護法による保護の実施要領について」（中略）〔次官通知〕第８の３の（３）に該当するものにあっては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（中略）〔課長通知〕第８の４０の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。（事前に実施機関に相談があったものに限る。ただし、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限り同様に取り扱って差しつかえない。）」と記している。

また、④は、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし、以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。」とし、以下の使途として、「（ア）いわゆる浪費した額（当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む）」、「（イ）贈与等により当該世帯以外のために充てられた額」、「（ウ）保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額」、「（エ）保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」と記している。

（９）問答集問１３の５の答（２）は、「（前略）保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。なお、次〔次官通知〕第８の３の（５）に該当する必要経費については、当該収入から必要な最小限度の額を控除できるものである。」とし、次の範囲としてアからオを示し、エは、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額。なお、次のようなものは自立更生の範囲には含まれないものである。①いわゆる浪費した額　②贈与等により当該世帯以外のためにあてられた額　③保有が容認されない物品等の購入のためにあてられた額」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成７年１２月２２日付けで、処分庁は、審査請求人及び審査請求人の子（以下、審査請求人の子を「世帯主」といい、審査請求人及び世帯主と併せて「審査請求人世帯」という。）に対し、法による保護を開始した。

（２）平成３０年２月２６日、処分庁は、審査請求人から、同月２５日にスーパーで買い物中に電動車いすに衝突される事故（以下「本件事故」という。）に遭い、救急車で搬送された●●●病院（以下「Ａ病院」という。）に入院することとなり、今後、加害者に医療費や賠償金の支払いを求めていくつもりである旨電話により報告を受けた。

（３）平成３０年３月１３日、審査請求人は、Ａ病院から●●病院（以下「Ｂ病院」という。）に転院した。

（４）平成３０年３月２３日、処分庁は、保険会社の担当者から電話により、審査請求人に対して本件事故に係る保険金を支払う方向で動いている旨の報告を受けた。

また、同日付のケース記録票には、処分庁は審査請求人に電話をし、保険会社は保険金の支払いを予定している旨を伝え、入金があった際には費消する前に申告をするよう求めたことが記載されている。

（５）平成３０年４月２７日、審査請求人は、Ｂ病院から●●●●病院（以下「Ｃ病院」という。）に転院した。

（６）平成３０年４月２７日、処分庁は、世帯主から、同月２０日に保険会社から審査請求人に対して本件事故に係る保険金として１８，７００円の支払（以下「本件収入１」という。）があったとして、収入申告書の提出を受けた。

　　　また、平成３０年４月２７日付けのケース記録票には、審査請求人からあった電話の記録として、「（前略）保険金が入ったら杖・机・イスを購入したいとの要望あり。（中略）〔審査請求人〕に支払われる事故の賠償金の内、自立更生に必要と思われる物品の購入費用に関しては必要経費として収入から除外することとしているが、どこまでの範囲を自立更生に必要なものと認めるか検討を要することを伝え、先走って購入することのないよう助言した。また、購入を希望する物品や入院中に要した必要経費などをまとめておくよう求め、（中略）〔審査請求人〕は理解を示した。（後略）」と記載されている。

（７）平成３０年５月３０日付けのケース記録票には、同日、処分庁の担当ケースワーカーが審査請求人の入院するＣ病院を訪問した際に発言した記録として、「（前略）購入した物品について、必要経費として認められるか否かは所〔処分庁〕として検討しなければならないため、自己判断で購入するよりも先に見積書を提出するなどした方が賢明である。もしも早急に購入が必要との判断のもと購入した物品であっても、必要経費として認められないものもある。通院移送費の支給については、主治医が必要やむを得ないと認めた場合に限ってタクシーの利用を認めているが、あくまでも通院にかかるタクシー利用に限られるものであるため、買い物や（中略）役所への来所にあたってタクシーを利用したとしても支給対象とはならない。障害のある人も要介護状態の人もタクシーを利用した場合には自己負担で対応している。」と記載されている。

（８）平成３０年６月４日、審査請求人は、Ｃ病院を退院した。

（９）平成３０年６月８日、処分庁は、世帯主から、同年５月２５日に保険会社から審査請求人に対して本件事故に係る保険金として３７，４００円の支払（以下「本件収入２」という。）があったとして、収入申告書の提出を受けた。

（１０）平成３０年６月１８日、処分庁は、審査請求人から、同月１２日に保険会社から審査請求人に対して本件事故に係る保険金として５７，１４０円の支払（以下「本件収入３」といい、本件収入１及び本件収入２と併せて「本件収入」という。）があったとして、収入申告書の提出を受けた。

　　　また、平成３０年６月１８日付けのケース記録票には、審査請求人が来所した際の記録として、「（前略）これまでの間、４月２０日１８，７００円、５月２５日３７４００円、６月１２日５７，１４０円の保険金収入があり、これらの収入の内必要経費を除いた額を返還決定することとしていた。必要経費の認定について挙証資料の提出を指示。（後略）」と記載されている。

（１１）平成３０年７月１３日付けのケース記録票には、処分庁は、①来所した審査請求人に対して自立更生費の認定に係る挙証資料の提出を指示した旨、及び、②同月２０日に審査請求人世帯と面談を行うことを取り決めた旨が記載されている。

（１２）平成３０年７月２０日、処分庁は、審査請求人世帯に対して面談を行い、自立更生費に係る領収書の提出を受けた。また、面談の結果、自立更生費の取扱いについてケース診断会議に諮ることとした。

　　また、同日付けのケース記録票には、本件事故に係る保険金収入として、「・４月２０日１８，７００円〔本件収入１〕　・５月２５日３７，４００円〔本件収入２〕　・６月１２日５７，１４０円〔本件収入３〕　・７月２０日１００，０００円（以下「本件処分対象外収入１」という。）」と記載され、自立更生費として、「必要経費の認定　・各月８，０００円控除（次〔次官通知〕８－３－（２）―エ）（以下（中略）〔審査請求人〕等の申し出）・診断書代３，２４０円　・（中略）〔Ｂ病院〕入院中のクリーニング代４４０円　・敷パッド２，０１０円　・バスタオル、寝具等１３，８００円　・サポーター５，０００円　・ライフで購入した諸々３２，０２８円　・座布団、マット等８，８３０円　・ニトリイス７，０７０円　・入院中の移動に要したタクシー代１０，０００円　・退院後の移動に要したタクシー代２４，０６０円　・（中略）〔世帯主〕の通院に要した交通費３，７６０円　必要経費の取扱いについてケース診断会議に諮ることとする。」と記載されている。

（１３）平成３０年７月２６日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、本件収入及び本件処分対象外収入１に係る自立更生費の控除について検討し、申し出のあった自立更生費について時系列順に整理することとし、保険会社に対して本件収入及び本件処分対象外収入１の内訳を確認することとした。

　　　また、同日付けのケース診断会議記録票の会議の要点及び結論の欄には、「・診断書代３，２４０円⇒○　・（中略）〔Ｂ病院〕入院中のクリーニング代４４０円⇒○　・敷パッド２，０１０円⇒×冷間性の敷パッドであり事故の怪我との関係性が認められないため。　・バスタオル、寝具等１３，８００円⇒×単なる日用品であるため　・サポーター５，０００円⇒△平成２８年５月に腰椎装具の治療材料費を支給している。実物を見て判断。　・ライフで購入した諸々３２，０２８円⇒△同じ種類の物を複数購入している、単なる日用品とも判断できる。実物を見て必要性を確認する。　・座布団、マット等８，８３０円⇒△　・ニトリイス７，０７０円⇒△　・入院中の移動に要したタクシー代１０，０００円⇒△（中略）〔審査請求人〕がタクシーを利用して外出する必要があったのか。　・退院後の移動に要したタクシー代２４，０６０円⇒△保険会社が支給対象と認めた交通費であれば控除かのうであるが…　・（中略）〔世帯主〕の通院に要した交通費３，７６０円　⇒△（後略）」と記載されている。

（１４）平成３０年７月３１日、処分庁は、法第２９条に基づき、保険会社に対して本件収入及び本件処分対象外収入１の内訳に係る調査を行い、同年９月１９日、保険会社から、①本件収入１は１７日間の入院雑費として、②本件収入２は３４日間の入院雑費として、③本件収入３は４９日間の入院雑費５３，９００円及び診断書代３，２４０円として、④本件処分対象外収入１は慰謝料として審査請求人に支払ったものである旨が記載された回答文書を受領した。

（１５）平成３０年９月２０日、処分庁は、審査請求人が購入した物品と使用状況を確認するために審査請求人世帯宅を訪問した。

また、同日付けのケース記録票には、①処分庁は審査請求人世帯に対して、購入された物品を確認したところ、予備として購入された物や日用品の範囲と思われるものが多く、一概に自立更生費として認めることは困難であると説明し、審査請求人は、自立更生費として認められて当然である旨主張していること、②審査請求人から、エアコンの購入費用を支払うように保険会社へ要求しており、後日２００，０００円が支払われる予定であるため、当該費用も自立更生費として認めてほしい旨の要望があったこと、③新たに購入された物品として平成３０年７月２２日以降の領収書と同月２０日以降のタクシーの領収書の提出を受けたことが記載されている。

（１６）平成３０年９月２５日、処分庁は、審査請求人から、同月２１日に保険会社から審査請求人に対して本件事故に係る保険金として２００，０００円の支払（以下「本件処分対象外収入２」という。）があったとして、収入申告書の提出を受け、審査請求人に対して、エアコンの見積もりを提出するよう求めた。

（１７）平成３０年１０月２２日付けのケース記録票には、自立更生費について、入院雑費（本件収入）と慰謝料（本件処分対象外収入１及び本件処分対象外収入２）に分けて検討することし、世帯主の交通費、審査請求人のタクシー代、クリーニング代、診断書代は入院雑費（本件収入）から自立更生費の認定をし、審査請求人が退院後の生活のために購入した物品については慰謝料（本件処分の対象外の収入）から自立更生費の必要経費の認定を検討する旨が記載されている。

（１８）平成３０年１０月２３日付けで、処分庁は、保険会社から審査請求人に入院雑費として３回に分けて入金された本件収入（１１３，２４０円）について、入院中に要した費用として、交通費、クリーニング代及び診断書代の合計１５，１６０円を自立更生費として控除した上で、次官通知第８の３の（２）のエの（イ）により、各回の収入から８，０００円、合計３か月分の２４，０００円を差し引いた７４，０８０円について、返還を求める本件処分を行った。

　　　また、同日付けのケース記録票には、「＜法第６３条　返還決定/入院雑費について＞支給総額…１１３，２４０円〔本件収入〕　平成３０年４月２０日入金１８，７００円〔本件収入１〕次〔次官通知〕第８－３－（２）－エ－（イ）により８，０００円控除　平成３０年５月２５日入金３７，４００円〔本件収入２〕次第８－３－（２）－エ－（イ）により８，０００円控除　平成３０年６月１２日入金５７，１４０円〔本件収入３〕次第８－３－（２）－エ－（イ）により８，０００円控除　１０，７００円＋２９，４００円＋４９，１４０円＝８９，２４０円←控除後の額　必要経費の認定　①（中略）〔審査請求人〕の入院中に（中略）〔世帯主〕が要した病院までの往復交通費３，７６０円　内訳）（中略）〔Ａ病院〕片道１５０円×８＝１，２００円　（中略）〔Ｂ病院〕片道２８０円×４＝１，１２０円　（中略）〔Ｃ病院〕片道１８０円×８＝１，４４０円　②（中略）〔Ｂ病院〕入院中に要したクリーニング代４４０円　③（中略）〔Ｃ病院〕を退院する以前に（中略）〔世帯主〕が移動のために要した交通費　７，７２０円　内訳）４/２７　（中略）〔Ａ病院〕⇒（中略）〔Ｂ病院〕　転院交通費３，０００円　５/１６（中略）〔Ｃ病院〕⇔散髪１，３６０円　５/３１（中略）〔Ｃ病院〕⇔スーパーライフ２，０００円　６/１（中略）〔Ｃ病院〕⇔スーパーライフ１，３６０円　④診断書代３，２４０円　①＋②＋③＋④＝１５，１６０円　要返還額…７４，０８０円（８９，２４０円－１５，１６０円）　（中略）法第６３条に基づき７４，０８０円を返還決定する。」と記載されている。

（１９）平成３１年１月２１日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

（２０）令和元年７月１６日付けで、処分庁は、保険会社から審査請求人に本件処分対象外収入１及び本件処分対象外収入２を含む慰謝料９０万円の収入があったことから、審査請求人に対して法第６３条に基づく費用返還決定処分（以下「本件審査請求対象外処分」という。）を行うこととした。

　　　なお、本件審査請求対象外処分に係る返還金・徴収金決定書には、返還金・徴収金決定額の欄には「金３２５，９７８円」と、決定理由の欄には「（前略）〔審査請求人〕に対して支払われた賠償金の総額９００，０００円より局〔局長通知〕第８－３－（２）－エに示される控除額４０，０００円を除いた８６０，０００円のうち、必要経費等を差し引いた額について、生活保護法第６３条に基づき返還決定します。」と、返還対象額の欄には「金８６０，０００円（後略）」と、返還額の欄には「金３２５，９７８円（後略）」と、減額した理由の欄には「賠償金によって購入されたもののうち、５３４，０２２円については当該経費が貴世帯において利用性が高い生活用品の購入に充当されたと認められるため。」と記載されている。

３　判断

（１）法第６３条の趣旨等について

費用返還義務を規定した法第６３条の趣旨は、前記第３の２（１）で審理員が示すとおりであり、同条がその額の算定を保護の実施機関に委ねているのは、返還すべき額を、原則として、被保護者が受けた保護金品に相当する金額の範囲とすることとした上で、返還を免除すべき額をどのように算定するかについては、保護の実施機関の裁量に委ねたものと解される。

そして、法が、生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすること（法第１条参照）を勘案すると、保護の実施機関が返還すべき額を定めるに当たっては、被保護者世帯の自立助長の観点からの考慮を行わなければならない。

つまり、そこでは、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために必要であると認められる額（返還後の資力の多寡）や、生活保護受給中において当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられる費用の有無を検討することが求められる。

それにもかかわらず、被保護者世帯の自立助長の観点からの考慮をしないこと等により、その自立を阻害し、社会通念に照らし著しく妥当性を欠く事態となると認められる場合は、上記の裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとして違法となる場合がある（東京地方裁判所平成２７年３月１０日判決、大阪高等裁判所平成１８年１２月２１日判決など参照）。

（２）本件処分に至る経緯について

前記２に基づき、本件処分に至る経緯についてみると、①平成３０年３月２３日、処分庁は審査請求人に対して、保険会社が本件事故に係る保険金を支払う予定である旨を伝えた際に、入金が予定される保険金については費消する前に申告を行うように求め、②同年４月２７日、処分庁は審査請求人から本件収入１に係る収入申告書の提出を受けた際に、自立更生費の控除には検討を要することを伝え、先走って購入することのないよう助言し、購入を希望する物品や入院中に要した必要経費などをまとめておくよう求め、③同年５月３０日、処分庁は審査請求人に対し、審査請求人が購入した物品について、必要経費として認められるか否かは処分庁として検討しなければならないため、自己判断で購入するよりも先に見積書を提出するよう助言し、④同年６月１８日、処分庁は審査請求人から本件収入３に係る収入申告書の提出を受けた際に、自立更生費に係る挙証資料の提出を指示していたことが認められる。

　　　そして、処分庁は、⑤平成３０年７月２６日、ケース診断会議を開催の上、本件収入及び本件処分対象外収入１に係る自立更生費について検討を行い、⑥同年９月２０日に、審査請求人が購入したとする物品について現物の確認が必要と認めるものがあると判断したものについて、審査請求人世帯宅に家庭訪問を行い、当該物品に係る使用状況の確認を行ったことが認められる。

（３）本件処分について

　ア　本件収入は、審査請求人が事故に遭ったことに対して入院雑費として保険会社から支払われたものであることから、前記１（４）の次官通知に示される「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入」に該当すると認められ、当該収入に係る法第６３条に基づく費用返還については、平成２４年課長通知が参照される。

本件については、前記１（８）の平成２４年課長通知１（１）③及び④が妥当し、③によれば、「課長通知第８の４０の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額」が、④によれば、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」が返還額から自立更生費として控除され得る。

イ　処分庁は、審査請求人に入院雑費として３回に分けて本件収入（１１３，２４０円）があったことから、入院中に要した費用として、交通費、クリーニング代及び診断書代の合計１５，１６０円を自立更生費として控除した上で、次官通知第８の３の（２）のエの（イ）により、各回の収入から８，０００円、合計３か月分の２４，０００円を差し引いた７４，０８０円について、返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

また、処分庁は、前記（２）のとおり、本件処分に当たって、審査請求人に対して自立更生費の控除について説明及び助言を行い、審査請求人世帯宅を家庭訪問し購入物品の使用状況の確認等の調査を行った上で、自立更生費の認定を行ったことが認められる。

上記のことから、本件処分は、平成２４年課長通知に照らし、自立更生費の控除の認定において妥当性を欠く点は認められず、前記（１）の法第６３条の趣旨に照らし、返還額の決定において、処分庁に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとは言えないとすることが相当である。

　ウ　なお、審査請求人は、事故によって必要な費用が５０万円程度かかっているが、自立更生費の控除として３９，１６０円しか認められなかった本件処分は、不当である旨主張する。

しかしながら、前記イのとおり、本件処分における自立更生費の控除の認定において妥当性を欠く点は認められず、また、審理員が前記第３の２（２）において指摘するとおり、本件処分の後に行われた、本件審査請求対象外処分において、前記２（２０）のとおり、本件処分対象外収入１、本件処分対象外収入２等の賠償金によって審査請求人が購入したものに係る費用のうち、５３４，０２２円が自立更生費の控除として認められていることが確認できる。

（４）まとめ

以上のことから、本件処分については、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）野呂　充

委員　　　　　重本　達哉

委員　　　　　船戸　貴美子